

計画作成年度	令和2年度
計画主体	小樽市

小樽市鳥獣被害防止計画

令和3年度～令和5年度

＜連絡先＞

担当部署 小樽市産業港湾部農政課
所在地 小樽市有幌町1番10号
電話番号 0134-32-4111
（内線268）
FAX番号 0134-32-5703
メールアドレス nosei@city.otaru.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス（注）及びトド
計画期間	令和3年度から令和5年度まで
対象地域	小樽市（全域）

（注）本計画において、カラスの種類は、「ハシブトガラス」及び「ハシボソガラス」の2種類とする。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被　害　の　現　状	
	被害額※	品　目　等
エゾシカ	被害額 111千円	大豆、とうもろこし、葉茎菜類 じゃがいも、その他の豆類
ヒグマ	被害額 15千円	とうもろこし、プラム
キツネ	被害額 0円	—
タヌキ	被害額 7千円	いちご
アライグマ	被害額 38千円	とうもろこし
カラス	被害額 0円	—
トド	漁獲物被害額 17,808千円 漁具被害額 13,720千円	ニシン及びカレイ等 漁具（刺網等）
合計	被害額 171千円 漁獲物被害額 17,808千円 漁具被害額 13,720千円	

※被害額については、届出時の被害額を合計したもの。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被　害　の　傾　向
エゾシカ	余市町と隣接する北西部地区（蘭島、忍路）、札幌市と隣接する東南部地区（張碓、春香）に一定数が生息している。近年は個体数の増加により、市内各所の農家で果樹の食害や畑の踏荒らしによる農作物の被害、それらに伴う農作業の遅れ等が見られる。又近年では、市街地や国道など幹線路にも出没して、家庭菜園の食害や、幹線路等での交通障害になるなど、生活環境の被害も発生している。
ヒグマ	生息状況の詳細は不明であるが、市内各所での目撃情報並びに足跡及び粪の報告があり、春香、忍路、蘭島地区では、農業被害が発生しているほか、住民等への被害も懸念され、今後も、十分な被害防止対策が必要である。
キツネ	市内各所で出没しており、一定数が生息しているものと考えられる。農業被害は、畑の踏荒らしが多く発生しているが、大きな食害は少ない。また、近年市街地で、糞・尿の苦情報告があり、生活環境での被害が問題となっている。
タヌキ アライグマ	市内各所で出没しており、一定数が生息しているものと考えられる。特にアライグマについては、市内の生息数が増加傾向にあり、個体の大型化も進んでいる。主な農業被害として、春はいちごの食害と畑の踏荒らし、秋にはとうもろこしの食害等が発生している。
カラス	現状では、被害額の報告は届いていないが、農作物への食害及びビニールハウス等に穴を開けるなどの農業被害が懸念される。
トド	初冬から翌春にかけて石狩湾沿岸に来遊し、刺網にかかった魚類を食い荒らす。また、刺網にも最低1m四方の穴を開け、その網を使用不能とさせる直接被害のほか、漁獲物の損傷や操業を見合わせるなどによる間接被害も懸念されており、漁業者にとっては死活問題となっている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現　状　値 (令和元年度)	目　標　値 (令和5年度)
エゾシカ	111千円	99千円
ヒグマ	15千円	13千円
キツネ	0千円	6千円
タヌキ	7千円	6千円
アライグマ	38千円	34千円
カラス	0円	0円
トド	漁獲物被害額 17,808千円 漁具被害額 13,720千円	漁獲物被害額 16,000千円 漁具被害額 12,000千円
合計	漁獲物被害額 171千円 漁具被害額 17,808千円 漁具被害額 13,720千円	漁獲物被害額 158千円 漁獲物被害額 16,000千円 漁具被害額 12,000千円

※現状値（令和元年度）に対し、1割減の目標値を見込んでいる。なおキツネについては前年（平成30年度現状値）で考慮している。カラスは被害が出る前に防止しているため、被害額がない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	鳥獣の種類	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	有害鳥獣駆除として、小樽市鳥獣被害対策実施隊員が猟銃及びくくりわな等による駆除を行っている。	行動範囲が広く、猟銃による捕獲については、時間及び現地の状況等の制限がある。
	ヒグマ	毎年春・秋に市の広報誌で、ヒグマに対する注意喚起について掲載し、市民等への周知を図っている。 目撃情報等の通報がある場合、市、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方面小樽警察署と現地立会を行い、対応を協議し、注意喚起の看板設置や関係機関への情報提供を行い、人的な危害性が高い個所へは、出没状況に応じて箱わな設置による危険防止対策を行っている。	行動範囲が広いことや、目撃場所が不定であることから、捕獲に至らないケースが多い。
	キツネ タヌキ アライグマ	小樽市鳥獣被害対策実施隊員が箱わな設置、とらバサミによる駆除を行っている。	市内全域に生息が確認され、出没も増加しているが、住宅地での捕獲方法は限界がある。また、わな猟免許所持者及び、わなの数量にも限りがあるため、十分な捕獲が難しい。
	カラス	有害鳥獣駆除として、小樽市鳥獣被害対策実施隊員が猟銃による駆除及びパトロールを行っている。	行動範囲が広く、猟銃による捕獲については、時間及び現地の状況等の制限がある。
	トド	駆除については、小樽市漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会による採捕承認を得て、猟銃による駆除を行っている。	漁業者からは漁業被害の縮減のための事業費の拡大を求められているが、トドは国際的に保護が必要な動物とされているため、採捕に規制がある。
防護柵の設置等に関する取組		防護柵については、一部作物の被害防止に自主的に設置を行う営農者の例が見られる	隣接地の圃場で、被害の懸念が想定されることから、設置に関し状況に応じた検討が必要となる。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の種類	今後の取組方針
エゾシカ	有害鳥獣として、猟銃及びくくりわなでの駆除を引き続き実施するとともに、計画的な捕獲を実施して個体数の減少を図るため、冬季一斉捕獲の実施を強化する。
ヒグマ	毎年春・秋に市の広報誌で、ヒグマに対する注意喚起について掲載し、市民等への周知を図る。 目撃情報等があった場合は、市、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方面小樽警察署と現地立会し対応を協議、注意喚起の看板設置や関係機関への情報提供を行うとともに、出没状況に応じて、箱わな設置による危険防止対策を行う。
キツネ タヌキ	キツネ及びタヌキを誘引するおそれのある生ごみや農水産業廃棄物等の適正管理について、地域住民への普及及び啓発を図る。有害鳥獣として、箱わな設置などによる駆除を引き続き実施する。
アライグマ	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に定める特定外来生物であることから、引き続き捕獲し、及び処分する。
カラス	有害鳥獣として、農業被害なども懸念されるため、猟銃による駆除を行うとともに、市処分場周辺のパトロールも引き続き実施し、農作物等の被害防止を行う。またカラスが集まる要因でもある生ごみ等の廃棄物の適正管理など、地域住民への普及及び啓発を図る。
トド	水産庁のトド管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、漁業被害を最小限に防ぐため、定められた駆除及び被害額の調査を引き続き実施する。捕獲の担い手の確保についても、積極的に推進する。 また、強化網の導入、既存漁具の改良等での被害防止対策や新たな手法の開発により、今後、漁業とトドとの共存を目指した対策について模索していくものとする。

3 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ア 関係機関から構成される小樽市鳥獣被害防止対策協議会において、対象鳥獣による被害発生状況及び生息状況等を調査し、地域での効果的な対策を実施の上、住民及び農林水産業等への被害を最小限に抑える。
- イ エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ及びカラスについては、小樽市鳥獣被害対策実施隊員が、市長の指示により駆除及びパトロールを行う。

ウ ヒグマについては、住民等の生命・身体に危険が及ぶ場合などに限り、小樽市ヒグマ防除隊が駆除を行う。

エ トドについては、小樽市鳥獣被害防止対策協議会の構成員である小樽市漁業協同組合が、北海道連合海区漁業調整委員会の採捕承認を取得し、採捕従事者登録を行った小樽市鳥獣被害対策実施隊員が猟銃による駆除を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和3年度から 令和5年度まで	エゾシカ キツネ及びタヌキ アライグマ	被害状況の把握及び捕獲機材等の更新・ 増設による捕獲数増加を図る 外来種動物対策知識の普及活動に努める
	カラス	飛来防止対策の実施
	ヒグマ	新たな担い手の育成、ヒグマの遭遇事故 防止に向けた啓発の強化を行う。
	トド	新たな担い手の育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
近年の被害状況及び捕獲実績に基づく計画頭数並びに北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた計画頭数を設定する。			

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	180頭	200頭	200頭
ヒグマ	被害が発生するおそれのある出没個体数		
キツネ	52頭	52頭	60頭
タヌキ	89頭	89頭	89頭
アライグマ	28頭	28頭	60頭
カラス	240羽	240羽	240羽
トド	捕獲計画数は、水産庁のトド管理基本方針により、トド絶滅の危険性がない範囲内で、トドによる漁業被害を最小化することを目標とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。 なお、トドの計画年度は、来遊期間に対応させるため、当該年の10月から翌年の6月までとする。		

捕獲等の取組内容	
エゾシカ キツネ及びタヌキ	被害が発生した都度、市内全域において、猟銃、箱わな及びくくりわな等により駆除を行う。
ヒグマ	目撃情報があった場合は、市、小樽市ヒグマ防除隊及び北海道札幌方面小樽警察署と現地立会し対応を協議し、住民等の生命・身体に危険が及ぶ場合や頻繁な農地への出没が認められる場合は、小樽市ヒグマ防除隊が駆除を行う。
アライグマ	通年で、市内全域において、箱わな設置などによる駆除を行う。
カラス	通年で、市内全域において、被害を未然に防止するため猟銃により駆除を行う。
トド	小樽市沖合海域において、猟銃により駆除を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
概ね捕獲等に関して通年のライフル銃の使用があることから、それに沿った形で許可申請による捕獲を実施しており、主な使用場所としては農地などの民地、国有林、鳥獣保護区及び小樽市沖合海域である。	

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4 防護柵の設置及びその他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	—	—	—

(2) その他の被害防止に関する取組

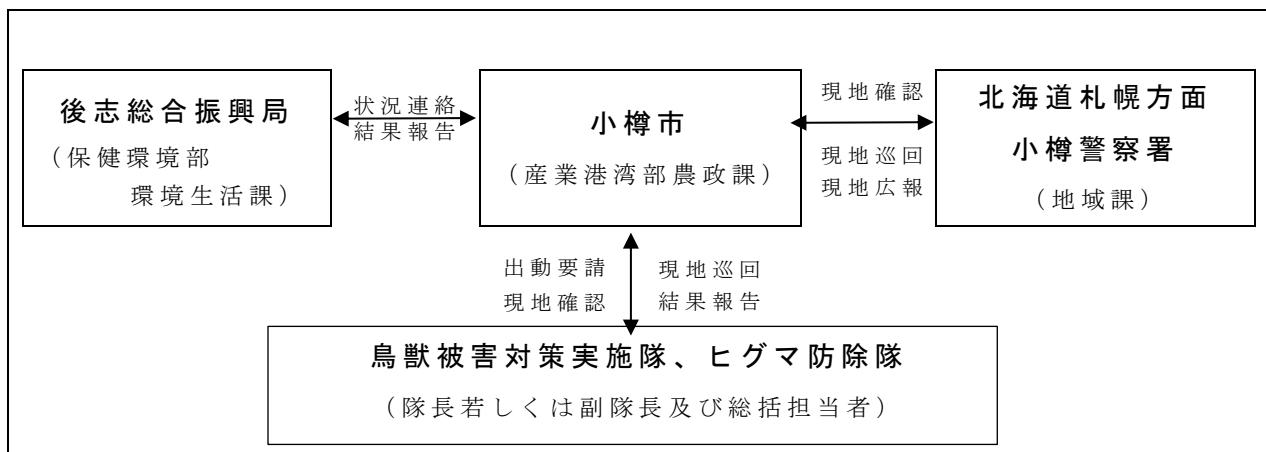
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	全て	有害鳥獣駆除に係る小樽市の予算措置 (一社) 北海道猟友会小樽支部との連携強化 鳥獣による被害防止に向けた知識の普及 被害状況調査、侵入防止対策に係る講習、情報交換

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
小樽市	住民の避難、情報収集等、関係機関との連絡調整
後志総合振興局	捕獲許可、情報提供等、指導、助言
鳥獣被害対策実施隊 ヒグマ防除隊 ((一社)北海道獣友会小樽支部)	現場の巡視・検分、捕獲活動、危険個所パトロール
北海道札幌方面小樽警察署	住民の安全確保、情報提供等

(2) 緊急時の連絡体制



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	役割
構成機関の名称	
小樽市（産業港湾部）	小樽市鳥獣被害防止対策協議会事務局の運営及び関係機関との連絡調整
新おたる農業協同組合	農業被害報告及び駆除以外の被害防止対策
小樽市漁業協同組合	採捕承認の申請、トドの駆除、被害防止対策及び漁業被害報告
(一社)北海道獣友会小樽支部	鳥獣被害対策実施隊、ヒグマ防除隊の隊員を主に構成する(一社)北海道獣友会小樽支部会員で、捕獲活動等被害防止を実施
(株)小樽水族館公社	トドの生態等の助言
鳥獣保護監視員	鳥獣の生態等の専門的な立場で被害防止対策に対する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志総合振興局産業振興部農務課	鳥獣（海獣を除く）による農業被害報告及び被害状況の取りまとめ
後志農業改良普及センター北後志支所	農作物の被害防除対策の助言及び指導
後志総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣対策の窓口対応（捕獲許可等）、鳥獣による農業被害報告及び被害状況の取りまとめ
北海道札幌方面小樽警察署	情報の共有及び提供並びに住民等への安全対策
北海道森林管理局石狩森林管理署	情報の共有及び提供
後志総合振興局産業振興部水産課	トドによる水産業被害報告及び来遊状況の取りまとめ
北海道連合海区漁業調整委員会	トドの採捕承認
後志地区水産技術普及指導所	漁業者や漁協への助言及び情報提供並びに水産業被害の実態把握等

(3) 小樽市鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小樽市長が鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法に関する法律第9条第3項第2号に定める小樽市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、小樽市の非常勤職員とする。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、駆除した個体は、市担当部署との連絡調整を行い、原則、収集運搬業許可業者による運搬のうえ、小樽市廃棄物最終処分場での埋立処分とするなど、適切に処分する。ヒグマを捕獲した場合は、分析調査のため試料を採取し、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究所へ提供する。トドについては、可能な限り研究機関へ検体として提供する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現時点では、鳥獣の食品化に関する計画策定の予定はないが、今後、計画策定の必要性が生じた際には、検討する。
また、ペットフード等への有効活用なども調査する。

9 その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

—

附 則

この計画は令和3年4月1日から施行する。

この計画は令和5年2月8日から施行する。